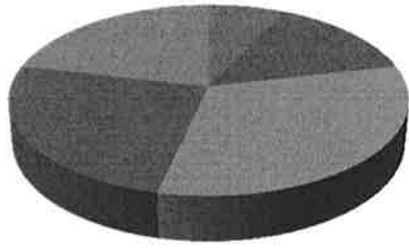
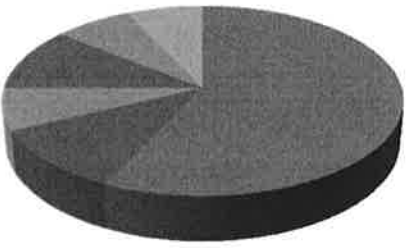
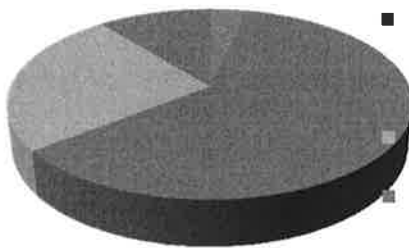

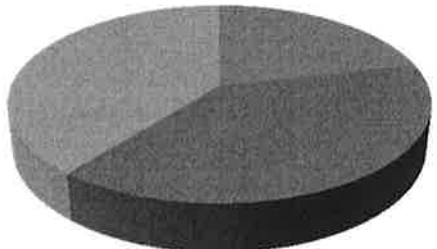


2015年3月20日 事業セミナーアンケート 選択番号回答一覧		回答数
<b>問1 属性</b>		
1) 年齢	 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1. 20～29</li> <li>■ 2. 30～39</li> <li>■ 3. 40～49</li> <li>■ 4. 50～59</li> <li>■ 5. 60以上</li> </ul>	
1. 20～29		2
2. 30～39		4
3. 40～49		9
4. 50～59		7
5. 60以上		6
6. 未記入		
<b>2) 所属</b>		
1. 事業者	 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1. 事業者</li> <li>■ 2. 消費者団体</li> <li>■ 3. 消費生活相談員</li> <li>■ 4. 行政関係</li> <li>■ 5. 研究者</li> <li>■ 6. その他</li> <li>■ 7. 未記入</li> </ul>	16
2. 消費者団体		3
3. 消費生活相談員		2
4. 行政関係		3
5. 研究者		0
6. その他		2
7. 未記入		2
<b>問2 セミナー開催情報の入</b>		
1. 消費者被害防止ネット	 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1. 消費者被害防止ネットワーク東海HP</li> <li>■ 2. 関係する団体からの情報提供</li> <li>■ 3. 当団体事務局のメールの案内</li> <li>■ 4. その他</li> <li>■ 5. 未記入</li> </ul>	1
2. 関係する団体からの情報提供		17
3. 当団体事務局のメール		7
4. その他		3
5. 未記入		0
<b>問3 評価</b>		
1. 大変良かった	 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1. 大変良かった</li> <li>■ 2. 良かった</li> <li>■ 3. 普通</li> <li>■ 4. あまり良くなかった</li> <li>■ 5. 良くなかった</li> </ul>	7
2. 良かった		15
3. 普通		4
4. あまり良くなかった		0
5. 良くなかった		0
6. 未記入		2
<b>問4 運営、会場、設備、交通アケ</b>		
1. 大変良かった	 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1. 大変良かった</li> <li>■ 2. 良かった</li> <li>■ 3. 普通</li> <li>■ 4. あまり良くなかった</li> <li>■ 5. 良くなかった</li> <li>■ 6. 未記入</li> </ul>	6
2. 良かった		11
3. 普通		11
4. あまり良くなかった		0
5. 良くなかった		0
6. 未記入		0

### 3/20 事業セミナー 参加アンケート フリーアンサー

#### ～参加者の属性別

(事業者)

- ・ 業種別に差止請求事例をまとめなおし、その業種向けにDMを送付してはどうでしょうか？

例) 食品関連事業者向けに過去の違反事例を案内する(景表法やJAS法)

- ・ 一般的に当たり前と事業者が持っているが、実はアウトな例を、簡単にわかりやすい解説をいただくとありがたい。
- ・ わかりやすく説明いただいたので良かったです。(具体例が多かったのです)

(消費者団体)

- ・ Cネット東海を広く組合員や市民に知らせていくこと。参加者がもっと多いといいのですが。広報を。

(行政関係)

- ・ 消費者をめぐる諸問題について、タイムリーな話題や問題提起のセミナーを定期的開催して欲しいと思う。(できれば夜の時間帯での開催を希望します)
- ・ 27年度も本市と共催で、このセミナーを開催できればと思います。この特例法は、事後湯者にとってとても大切な事項であり、特に法的知識に乏しい中小の事業者に参加していただきたい内容です。そのためには、事業者に関心を高めてもらうための広報内容の工夫が必要です。一緒に検討していきたいと思いますので、お願いします。

広報：事業者として損失を発生させないための取組が必要であることのPR

内容：問題のある契約や広告等の具体例とその改善方法や相談先

(その他)

- ・ 質疑応答が理解を更に深めてくれました。

(未記入)

- ・ 4月より開始される、食品の機能性表示制度では、景品表示法違反の事例が多く発生してくると思われます。消費者が不利益を生じないように、これら対応できるセミナーをお願いしたい。※京都の適格消費団体による「クロレラ」の裁判事例など。